

木古内町介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム木古内恵心園経営統合に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

木古内町介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム木古内恵心園経営統合に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム木古内恵心園経営統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 木古内町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「

木古内町 国民健康 保険病院 事業	木古内町 国民健康 保険病院	木古内町字本 町710番地	内科、消化器科、呼吸器科、循環器科小児科、外科、整形外科、肛門科、婦人科、皮膚泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科、放射線科、泌尿器科（人工透析）	一般病床99床
----------------------------	----------------------	------------------	---	---------

」を「

木古内町 国民健康 保険病院 事業	木古内町 国民健康 保険病院	木古内町字本 町710番地	内科、消化器科、呼吸器科、循環器科小児科、外科、整形外科、肛門科、婦人科、皮膚泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科、放射線科、泌尿器科（人工透析）、介護 保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項の規定に基づく居宅サービス事業、同法第8条の2第1項の規定に基づく介護予防サービス事業	一般病床99床 通所リハビリテーション定員（介護予防通所リハビリテーション含む。）30人
----------------------------	----------------------	------------------	---	---

」に、「木古内町介護老人保健施設事業」を「木古内町高齢者介護サービス事業」に、「木古内町介護老人保健施設いさりび」を「木古内町特別養護老人ホームいさりび」に、「（平成9年法律第123号）第96条第1項の規定に基づく介護保健施設サービス」を「第87条第1項の規定に基づく介護福祉施設サービス」に、「80人」を「88人」に改め、「通所リハビリテーション定員（介護予防通所リハビリテーション含む。）3

0人」を削る。

第4条中「木古内町介護老人保健施設」を「木古内町特別養護老人ホーム」に改める。

(木古内町職員定数条例の一部改正)

第2条 木古内町職員定数条例(昭和24年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 公営企業関係職員水道事業 5人

同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 公営企業関係職員病院事業 124人

(木古内町病院事業使用条例の一部改正)

第3条 木古内町病院事業使用条例(昭和43年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「木古内町介護老人保健施設事業」を「木古内町高齢者介護サービス事業」に改める。

(木古内町病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第4条 木古内町病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例(平成24年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「木古内町介護老人保健施設事業」を「木古内町高齢者介護サービス事業」に改める。

(木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部改正)

第5条 木古内町介護予防及び生活支援事業条例(平成12年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「指定介護通所事業所(デイサービスセンター木古内恵心園)」を「指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所」に改め、同条第2号中「(木古内恵心園短期入所生活介護事業所・木古内町介護老人保健施設いさりび短期入所療養介護事業所)」を削る。

(木古内町看護師養成奨学資金貸付条例の一部改正)

第6条 木古内町看護師養成奨学資金貸付条例(昭和44年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「木古内町介護老人保健施設」を「木古内町特別養護老人ホーム」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。